

中越高等学校いじめ防止基本方針

本校では、全ての教職員が、「いじめはどこの子どもにも、どの学校においても起こり得る」という事実を踏まえ生徒の尊厳を守りながら、いじめのない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組む。いじめ防止等の対策のための組織として、「いじめ対策委員会」を組織し、保護者、地域、関係機関とも連携しながら、「いじめの起こらない学校づくり」に向け、様々な教育活動とおした未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には早期の解決に向けて組織的に対応する。

1 基本理念

いじめは、どの子どもにも起こりうる深刻な人権侵害であることを認識し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応が必要である。保護者、地域、関係機関との連携を図り、いじめのない学校をめざす。

2 いじめの未然防止

- (1) 生徒一人ひとりに対して、豊かな心を育み、道徳性を身につけさせることをとおして「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力」を育成し、いじめに発展するかもしれない日常のトラブルの解決が図ることができるよう、計画的な指導を実践する。
- (2) 生徒一人ひとりが、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組むことができるよう「集団づくり」や「授業づくり」への取組を充実させるなど、いじめのない学校づくりに向けた指導の充実を図る。
- (3) 教職員の言葉が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払う。
- (4) インターネットのもつ利便性と危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。

3 いじめの早期発見

- (1) いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われるということを、教職員一人ひとりが強く認識する。
- (2) 生徒の声に耳を傾け、生徒の行動を注視し、生徒の些細な変化を見逃さないようにする。
- (3) いじめの疑いがあることを認識した場合は、決して一部の教職員が抱え込むことなく組織的に対応する。
- (4) 日ごろから生徒との信頼関係を深め、生徒がいじめを相談しやすい体制をつくる。
- (5) 日ごろから保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努める。
- (6) 生徒、保護者、地域からのいじめに関する相談・通報の窓口を明確にする。

4 いじめの早期解決

- (1) いじめられている生徒をしっかりと守り、生徒・保護者の立場に立って対応する。
- (2) いじめの疑いがあることを認識した場合には、迅速かつ適切な初期対応を行い、学年の枠を超えた組織的な対応により、早期解決を図る。また、問題解決後も組織的かつ継続的に対応する。
- (3) いじめている生徒については、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省させて、二度といじめることのないよう、学校がしっかりと指導する。
- (4) いじめた生徒、いじめられた生徒、双方の保護者に対して、学校組織として説明責任を果たし、学校と保護者が協力していじめ解決に取り組むことができるようにする。
- (5) いじめを見ていた生徒に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃してはいけないという態度を育成する。
- (6) いじめを認知した生徒が安心して伝えられる環境づくりをし、伝えた生徒の見守りを行う。
- (7) 解決した後も、いじめた生徒、いじめられた生徒の双方を継続して、指導・援助していく。

【参考資料】

いじめの定義（「新潟県いじめ防止基本方針」より）

(1) いじめの定義

いじめとは、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）2条で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係^{※1}にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響^{※2}を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とされている。

この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かについては、表面的・形式的ではなく、いじめを受けたとされる児童生徒の立場に立って判断する。また、いじめには多くの態様がある^{※3}ことから、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定的に解釈することがないように努める。

(2) いじめ類似行為の定義

「いじめ類似行為」とは、県条例第2条2項で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」 ※3-2で具体例を示す。

※1 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

※2 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすること等を意味する。

※3-1 具体的ないじめの態様の例

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

※3-2 具体的ないじめ類似行為の例 ・インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、被害児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など

（※1～※3-1は、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」による）

重大事態（いじめ防止対策推進法 28条）

- いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（自死を企図、重大な障害、金品等に重大な被害、精神性の疾患を発症など）
- いじめにより相当の期間欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（年間30日を目安、連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する）